

大津市議会・草津市議会連携推進会議運営要領

(推進会議の目的)

第1条 この推進会議は、人口減少社会を迎え行政課題が多様化、複雑・広域化する中、大津市議会と草津市議会が広域的な観点から共通の行政課題について、協議し共通理解を深めるとともに、共通課題の解決に向けた方策を検討することを目的とする。

(推進会議の名称)

第2条 この推進会議は、大津市議会・草津市議会連携推進会議（以下「推進会議」という。）という。

(構成)

第3条 推進会議は、大津市議会及び草津市議会（以下「関係市議会」という。）の議員をもって構成する。

(推進会議の位置付け)

第4条 推進会議は、関係市議会のワーキングチームとして位置付ける。

(推進会議の担任する事務)

第5条 推進会議は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事務を行う。

- (1) 広域的な景観の保全及び形成に関する事務
- (2) 広域的な共通課題の検証及び検討に関する事務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、推進会議の目的を達成するために必要な事務

(組織)

第6条 推進会議は、座長及び委員10人以内をもって組織する。

(座長)

第7条 推進会議に座長を置き、大津市議会の委員のうちから委員の互選により定める。

- 2 座長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

(副座長)

第8条 推進会議に副座長を置き、草津市議会の委員のうちから委員の互選により定める。

- 2 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員)

第9条 委員は、関係市議会が指名したそれぞれ5名以内の議員をもって充てる。

(事務局)

第10条 推進会議の事務を処理するため、推進会議に事務局を置く。

- 2 事務局は、大津市議会の議会局に置く。

(会議)

第11条 推進会議の会議（以下「会議」という。）は、座長が招集し、その議長となる。

- 2 副座長は、必要があると認めるときは、座長に対し、会議の招集を請求することがで

きる。この場合において、座長は、会議を招集しなければならない。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

4 推進会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、座長が会議に諮って定める。

(関係者等の出席)

第12条 座長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

2 関係市議会の議長及び副議長は、前項の規定にかかわらず、会議に出席し、意見を述べることができる。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、座長が会議に諮って別に定める。

附 則

1 この要領は、平成29年11月7日から施行する。

2 この要領は、座長及び副座長において、第1条に掲げる目的が達成されたと判断した場合又は推進会議の終了を決定した場合に、廃止する。